

「リスク管理チェックリスト」(改定版)

(作成・掲載の趣旨)

日本銀行考查局では、昭和62年12月に「リスク管理チェックリスト」(以下「旧チェックリスト」)を作成し、実地考查において考查員が各金融機関の経営全般にわたるリスク管理状況を調査する際に活用するとともに、考查先金融機関にもこれを送付し、リスク管理体制の点検・整備の参考に供してきたが、今般この全面的な改定を行った(以下「新チェックリスト」)。

すなわち、近年金融自由化や金融技術革新が進展する中で、金融機関は市場ルール等を尊重しつつ自由にリスク・テイクを行い、そのリターンを追求し得る領域が拡大してきている。こうした下で、各金融機関は、「自らが晒されているリスクを的確に把握・管理し、いかにリスクとリターンのバランスを確保していくかが重要」との認識を強めており、その結果として、経営の健全性確保のためにリスク管理体制の整備・高度化に向けた取り組みを積極化させてきている。

こうした金融機関経営を巡る環境変化の下で、日本銀行としても、将来金融機関経営の健全性が毀損される可能性がどの程度あるかを適切に評価していくことの重要性が一段と高まってきている。これは、とりもなおさず従来からのリスク管理中心の考查を一層充実・推進することであり、今般の旧チェックリストの改定も、そ

の一環として位置付けられるものである。

新チェックリストは、旧チェックリスト同様基本的には考查員の調査の指針として取りまとめたものであるが、同時に、個々の金融機関が自己責任原則に基づいてリスク管理体制を自ら点検・整備していく上での一助ともなるものと思われるため、今般も考查先金融機関に対してこれを送付することとした。また、日本銀行の考查の対象となっていない金融機関(一部信用金庫、信用組合、農協、労働金庫等)や事業法人等にとっても同様に参考となる部分があると思われるため、ここにその主要部分を掲載することとした。

(特徴点)

新チェックリストでは、リスク管理への取り組みの重点が、旧チェックリスト作成当時の「リスク認識の向上」から「リスクの実際の管理」へと移行している状況等に鑑み、分類構成を従来の8つのリスク・カテゴリー別(信用、金利、流動性、為替、E D P < Electronic Data Processing >、システム、事務、経営)から4つの業務分野別(経営・内部管理、融資、市場・A L M、事務・E D P)へ変更した点が最大の特徴である(後掲図参照)。

また、今般の改定に当たっては、近年の国際機関や海外中央銀行等の各種関連報告書の内容

や本邦における取引慣行等を十分に踏まえつつ、これまで実地考查を通じて得られたりスク管理上の留意点等を反映させるよう配意した（注）。

（注）なお、本稿ではスペース面の制約から掲載を省略しているが、新チェックリストでは、「チェックポイント」（141項目）に加え、「着眼点（例）」（554項目）を新設することにより内容をより具体的に記載する一方、これを概ねリスク管理の高度化の流れに沿った形で配列することにより、金融機関のリスク管理体制をより客観的に点検できるよう工夫している。

こうした内容をやや具体的にみると、まず、第1に、経営・内部管理部門では、リスク管理に関する経営の基本的な考え方・取り組み姿勢を重視するとともに、法令へのコンプライアンス、災害時対応等に関わる項目を盛り込むなど、新チェックリスト全体の中でも最も重要な位置付けとしている。

第2に、融資部門では、いわゆるバブル崩壊に伴う不良資産の増加に鑑み、与信集中の回避を始め与信審査管理上の留意点をより充実させる一方、内外、オン・オフ統合管理の推進、ローン・グレーディング制度の導入等を展望した「総論」を設置し、全体としてリスク管理のさらなる高度化に資するよう配意している。

第3に、市場・A L M部門では、デリバティ取引の急速な拡大やA L Mの巧拙の金融機関収益に対する影響の拡大等金融自由化や金融技術革新の進展の影響を最も強く受けた分野であるだけに、昨年4月に策定・開示した「デリバ

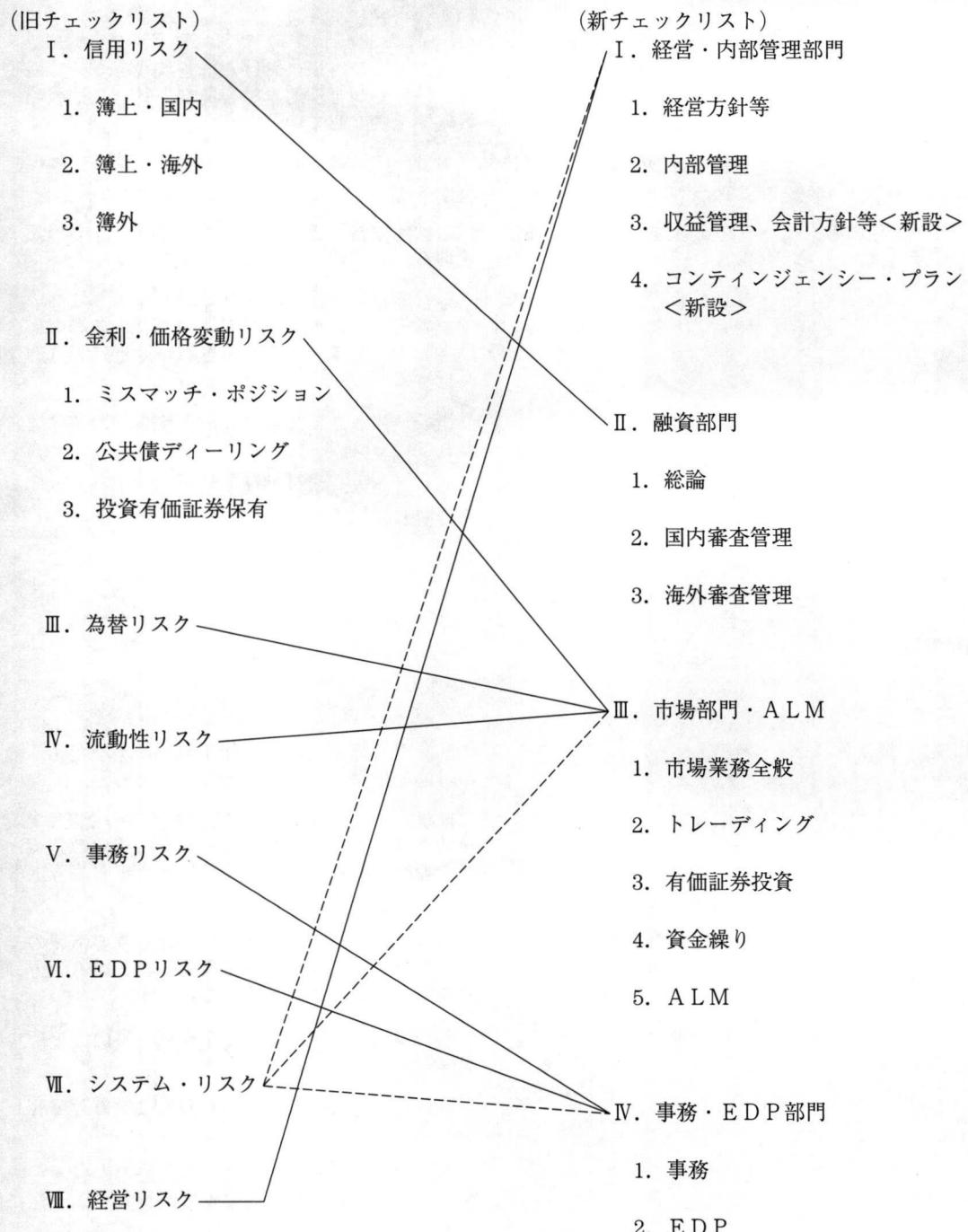
ティブ取引に関するリスク管理チェックリスト」（『日本銀行月報』1995年6月号掲載）の考え方を数多く取り入れるとともに、近年の新しいリスク管理技術やいくつかの損失事例を踏まえた教訓等を反映するなど、内容の充実を図っている。

第4に、事務・E D P部門では、金融機関業務のE D P化の進展を受け、E D Pのウエイトを高めるとともに、情報技術の進展に伴う新たな取引形態（例えば顧客の端末機を利用した資金取引等）等を含め、個々の事務の堅確性を重視する見地から、可能な限り網羅的に記載するよう努めている。

（留意点）

もとより、リスク管理体制の構築は、あくまでも個々の金融機関の自主的な判断の下に行われるべきもので、そのあり方は経営方針や業務の実態等により自ずと異なることは言うまでもない。また、今後こうした傾向が一段と強まっていくものと予想される。したがって、実際の考查に当たっても、新チェックリストを一律に用いるのではなく、個々の金融機関の実情を十分に勘案して活用していく方針である。なお、新チェックリストは、各金融機関が遵守すべき一律の最低基準等を示したものではないこと、また先進的な金融機関にとっても現時点では体制整備までになお時間を要する点が含まれていること、等を踏まえる必要がある。

リスク管理チェックリスト・新旧対照表



I. 経営・内部管理部門

1. 経営方針等

項目	チェックポイント
(1) 経営方針の健全性、明確性等	<ul style="list-style-type: none"> ・経営方針の健全性・合理性・整合性 ・経営方針の明確性、浸透度
(2) リスク管理の考え方の浸透度	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理に対する基本認識 ・リスク管理に対する基本戦略 ・リスク分散 ・他行庫に生じた支払不能の影響等

2. 内部管理

項目	チェックポイント
(1) 組織・権限体系、報告システム	<ul style="list-style-type: none"> ・組織 ・権限分掌 ・経営情報の伝達システム
(2) 人材の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> ・人材の確保 ・人材育成
(3) 内部検査	<ul style="list-style-type: none"> ・検査体制 ・検査の事後処理

3. 収益管理、会計方針等

項目	チェックポイント	
(1) 収益管理	<ul style="list-style-type: none"> ・収益のモニタリング ・リスク・リターン等を勘案した経営資源の配分 ・合理的なプライシング 	<p>経営陣および組織の各部門がリスク・リターンの関係等を念頭に置きつつ収益状況をモニタリングしているか。</p> <p>各部門の経営資源の配分に当たってはリスクとリターン、リスクと自己資本のバランス等を十分に勘案しているか。</p> <p>預金・貸出等におけるプライシングは業務・収益計画、市場実勢、リスク等に照らして合理的か。</p>
(2) 会計方針	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な会計方針 ・引当政策 ・外部監査人との連絡 	<p>年度決算等を法令に謳われた会計原則に従い健全に行っているか。</p> <p>不良債権等に対して引当を十分に行っているか。</p> <p>会計原則・会計方針と整合的な業務運営を確保するため、監査法人との連絡を密にしているか。</p>
(3) 関連会社のリスク管理	<ul style="list-style-type: none"> ・関連会社を含めたベースでの収益モニタリング ・関連会社のリスク管理 	<p>収益状況は単体のみならず連結決算ベースあるいは連結決算対象外の関連会社も含むベースで適切にモニタリングしているか。</p> <p>国内関連会社・海外現地法人が抱えているリスクを十分に認識した上で、適切にモニタリングしているか。</p>
(4) 法令へのコンプライアンス等	<ul style="list-style-type: none"> ・法令へのコンプライアンス ・ディスクロージャー、紛争の回避 	<p>法令と齟齬のない業務運営が行われているか。</p> <p>適切なディスクロージャーを行うとともに、法的紛争の発生回避や紛争発生への備えとしてリーガル・セクションを設置しているか。</p>

4. コンティンジェンシー・プラン

項目	チェックポイント	
・コンティンジェンシー・プランの策定・浸透	<ul style="list-style-type: none"> ・プランの策定 ・プランの認識・理解 ・プランの内容 ・プランの見直し・実地訓練 	<p>コンティンジェンシー・プランを策定しているか。</p> <p>役職員はコンティンジェンシー・プランの存在を認識するとともに、その内容について十分理解しているか。</p> <p>コンティンジェンシー・プランの内容はソフト、ハード両面にわたって適切なものとなっているか。</p> <p>コンティンジェンシー・プランの適時適切な見直しや定期的な実地訓練を行っているか。</p>

II. 融資部門

1. 総論

項目	チェックポイント
(1) 経営陣の信用リスクに対する認識	・信用リスク管理の必要性に関する経営陣の認識 信用リスク管理に対して経営陣が明確な方針を持ち、堅実な業務運営に努めているか。
(2) 信用リスクの統合管理	・統合管理体制の整備 ・限度枠の設定・与信集中の回避 ・管理手法の高度化 信用リスクを統合的に管理する体制整備が進んでいるか。 信用リスクに対する限度枠を設定、かつ厳格に管理し、特定先への与信集中を回避しているか。 統一的な判断基準をベースとした企業格付やローン・グレーディング&レビュー制度を導入し、活用しているか。
(3) 人材養成	・報告体制の整備 ・マニュアルの整備 明確なレビュー方針の下、役員会等に的確な報告を行っているか。 チェック・ポイント等与信・審査マニュアルを整備し、統一的取り扱いができる体制としているか。 ・審査管理能力向上のための人材養成 国内・海外とも組織的に審査管理担当者のレベル・アップを図っているか。

2. 国内審査管理

項目	チェックポイント
(1) 事前審査1(信用調査)	・企業・個人事業主の信用調査 与信先の経営実態の良否を十分把握しているか。
(2) 事前審査2(資金用途等)	・事業計画・資金使途の審査、返済能力の検討 事業の先行きや個別資金の資金使途、返済能力等を十分検討しているか。
(3) 中間管理1(融資実行後のフォロー)	・与信先の業況トレース 与信先について、融資実行後の財務分析等による業況トレースを行っているか。 ・大口与信先の管理 大口融資先の管理体制が整っているか。 ・グループ企業の管理 グループ企業間等の資金流用の実態を把握しているか。
(4) 中間管理2(システム・サポート)	・財務分析システム等の整備 事前審査・中間管理等に有効に機能するシステムを整備・活用しているか。 ・個人ローン管理のための信用情報収集 個人の信用情報について組織的な蓄積を行っているか。
(5) 中間管理3(問題先管理)	・問題先管理のための施策 問題先を重点管理するための体制が整っているか。 ・問題先に対する経営指導 問題先の再建策等につき具体的な経営指導を行っているか。

項目	チェックポイント	
(6) 債権保全	<ul style="list-style-type: none"> ・担保管理・評価 ・保証人の保証意思・保証能力の確認 	<p>債権保全に配慮しているか。</p> <p>保証人の保証意思および保証能力を確認しているか。</p>
(7) 融資規律	<ul style="list-style-type: none"> ・店長専決権限 ・本部稟議決裁の厳格度 ・貸出条件のフォロー状況 ・融資規律違反発生の有無 	<p>本部の営業部店に対する融資権限の委譲が適切か。</p> <p>本部の審査機能が發揮でき、営業店を厳格に指導できる体制になっているか。</p> <p>決裁時の指示条件が守られているか。</p> <p>融資規律違反発生の事実がないか。</p>

3. 海外審査管理

項目	チェックポイント	
(1) 事前審査	<ul style="list-style-type: none"> ・信用調査 ・事業計画・資金使途の審査、返済能力の検討 	<p>与信先の信用状況の良否を把握しているか。</p> <p>事業計画や個別資金の使途、返済能力等を十分検討しているか、特に日系子会社の場合には、親会社の状況・保証能力だけでなく、子会社単体での実力も検討されているか。</p>
(2) 中間管理	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な業況把握 ・問題債権管理 ・サブパート・アウト、サブパート・イン 	<p>与信実行後も、与信先についてその業況を定期的にチェックし、その結果に基づき適切な対応をとっているか。</p> <p>問題債権を管理するための組織・制度を整備し、現地当局の指導や法制に沿った適切な債権管理または回収を実施しているか。</p> <p>リード(パート・アウト行)はサブパート・アウト後も適切な債権管理に努め、パーティシパント(パート・イン行)に対して適切な情報提供を行っているか、また、パーティシパントは実質的な債権者として適切な債権管理を行っているか。</p>
(3) 債権保全	<ul style="list-style-type: none"> ・担保管理・評価 ・保証人の保証意思・保証能力の確認 	<p>債権保全に配慮しているか。</p> <p>保証人の保証意思および保証能力を確認しているか。</p>
(4) カントリー・リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・分析 ・国別格付 ・国別与信限度枠 	<p>各国の状況に関する情報を収集し、与信管理に活用できるよう分析を行っているか。</p> <p>カントリー・リスク判定のために統一的判断基準を採用し、これを定期的に見直しているか。</p> <p>国別格付等を基準に、適正な国別与信限度枠を設定し、それが遵守されているか。</p>

項目	チェックポイント
(5) ローン・コミットメント（簿外）	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な契約条項の付与
	<ul style="list-style-type: none"> ・与信管理 <p>契約書の中に、与信先の開示義務や財務制限条項、デフォルト発動要件等の適切な条項が盛り込まれているか。</p> <p>コミットメントの実行状況を定期的に把握してクレジット・ライン管理に努めるとともに、流動性リスクの観点から未実行分についても適切な管理を行っているか。</p>

III. 市場部門・ALM

1. 市場業務全般

項目	チェックポイント
(1) 経営陣のリスク認識等	<ul style="list-style-type: none"> ・明確な業務方針の決定 <p>市場取引の経営上の位置付けと利用目的・形態について明確な方針を有し、これを明文化するとともに定期的に見直しているか。</p>
(2) リスク管理制度	<ul style="list-style-type: none"> ・市場取引のリスク管理とALMに対する取り組み ・外為取引に係る決済リスクの認識 ・規程等の制定 ・牽制機能 <p>経営陣や部長は、市場取引や資産負債等の構造に係るリスクを理解し、市場取引のリスク管理とALMに主体的に取り組んでいるか。</p> <p>異通貨の決済時間のずれ等により発生する実質的な与信の存在を認識し、適切な管理方策を講じているか。</p> <p>組織、リスク量管理手続、牽制・報告体制、決裁権限、管理責任および指揮系統を明文化し、適時見直しを行っているか。</p> <p>取引部署・専担者（以下、フロント）と事務処理部署・専担者（以下、バック）の分離、専担者や独立したリスク管理部署（以下、ミドル）の設置等により、フロント、バックの双方に対する牽制機能の強化に努めているか。</p>
(3) 市場実務・取引内容	<ul style="list-style-type: none"> ・頻繁かつ適切な報告 ・内部管理・検査体制 ・市場実務 ・取引の健全性 <p>フロント、ミドル、バックの各部署は、経営陣や管理職に対し、取引内容、リスク・テイク規模および損益状況に関する報告を頻繁に行っているか。</p> <p>日常の内部管理、定期的内部検査等により、事件・事故の発生を防止し、適切な業務運営とリスク管理の実現に努めているか。</p> <p>新商品・新規業務取扱開始前の十分な検討や、適切な市場実務運営を通じて、リスク管理の充実・強化に配慮しているか。</p> <p>決算操作取引や、リスク管理能力・経営体力比不相応なリスク・テイクを行うなど、不健全な業務運営の事実がないか。</p>

項目	チェックポイント
(4) その他体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・人材養成・専担者設置 ・サポート・システム整備 ・情報収集・分析活動

2. トレーディング

項目	チェックポイント
(1) 管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・トレーディングの管理 ・対顧客営業 ・業績管理
(2) マーケット・リスク等管理	<ul style="list-style-type: none"> ・時価・リスク量の把握 ・ポジション枠と損失限度の設定 ・商品特性に応じた管理 ・市場流動性の認識
(3) 市場取引に係る信用リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> ・信用リスク・エクスポート・リヤーの把握 ・与信審査とクレジット・ライン

3. 有価証券投資（非トレーディング部分）

項目	チェックポイント	
(1) 管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・運用管理基準等の明定 ・保有状況の把握 ・収益評価 	<p>適切な運用管理基準および期中投資計画を明文化し、遵守しているか。</p> <p>保有状況を詳細に把握・分析し、定期的に経営陣に報告しているか。</p> <p>時価算出・収益性の検討を定期的に実施しているか。</p>
(2) マーケット・リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> ・保有限度の設定 ・損失拡大時対応 ・デュレーション管理 	<p>保有限度を設定・遵守しているか、また定期的にその見直しを行っているか。</p> <p>損失拡大時における対応策を明定・遵守しているか、また定期的にその見直しを行っているか。</p> <p>債券ポートフォリオのデュレーションを算出し、その適切な調節によりマーケット・リスクを抑制しているか。</p>
(3) 信用リスク等管理	<ul style="list-style-type: none"> ・銘柄の選定 	<p>リスク管理の観点を踏まえた銘柄選定基準を明文化し、リスク分散やハイ・リスク銘柄の保有制限を図っているか。</p>

4. 資金繰り（非トレーディング部分）

項目	チェックポイント	
(1) 管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・流動性リスクの統合管理 ・流動性危機対策 	<p>流動性リスクを全店ベースで統合的に把握・管理できる体制となっているか。</p> <p>市場の混乱や自行庫の信認低下による資金調達困難化や資金流出への対策を講じているか。</p>
(2) 流動性リスク等管理	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク量の把握 ・資金ギャップ限度枠の設定 ・業務運営面での配慮 	<p>市場資金調達が遅滞なく行えるよう、資金繰り表およびマチュリティ・ラダー表により運用・調達所要額を把握・管理しているか。</p> <p>自行庫の資金調達能力を把握し、この範囲内で資金ギャップ限度枠を設定するなど、資金ギャップの抑制を行っているか。</p> <p>流動性リスクの抑制を念頭に置いて日常の運用・調達を行うとともに、余資運用に当たって信用リスクにも配慮しているか。</p>

5. ALM（経常資産・負債に係るALM）

項目	チェックポイント	
(1) リスクの把握	・多面的・統合的なリスク管理	商品ごとのリスクの性質を理解した上で、異なる複数の手法を利用し、かつ統合的なリスク管理を行っているか。
	・リスクの定量的把握	適切な手法により定量的にリスクを計測し、その分析を行っているか。
	・システム等の整備	リスク把握に必要なデータを集計・分析するためのシステム等を整備しているか。
(2) ALM組織の運営	・有機的な組織体制	ALMを協議・実践する組織（以下、ALM委員会等）を明確に位置付け、関連各部署とともに有機的に機能しているか。
	・開催頻度・報告	ALM委員会等を適切な頻度で開催し、検討内容・結果を経営トップまで報告しているか。
	・経営陣のコミット	経営陣がALMのプロセスに参加し、実行力をもってコミットしているか。
(3) ALMの実践	・リスクの調整	定量的に把握したリスク量が経営体力比過大な場合、リスク量低減策がとられているか。
	・金利リスクの集中管理	本支店レート等を通じ、本部が金利リスクを集中管理しているか。
	・経営戦略の策定	ALM委員会等の検討結果を経営戦略に活かしているか。

IV. 事務・EDP部門

1. 事務

項目	チェックポイント	
(1) 経営陣の事務・EDPリスクに対する認識	・経営陣の事務水準向上、不正事件・EDPトラブル発生防止への意欲	事務水準の向上、不正事件・EDPトラブルの未然防止を経営上の重要項目として位置付けているか。
(2) 組織・体制	・規程・マニュアル類の整備	規程・マニュアル類を整備し、正確・迅速な事務処理体制となっているか。
	・本部による事務指導	本部指導により事務処理方式を統一しているか。
	・防犯対策	十分な防犯対策をとっているか。

項目	チェックポイント	
(3) 現金・現物・重要鍵	<ul style="list-style-type: none"> ・現金、金券類の管理 ・重要用紙類の管理 ・重要鍵・印章の管理 ・金庫の管理 	<p>現金、金券類の取り扱いが厳格で、現金等事故の発生防止体制を敷いているか。</p> <p>重要用紙類を厳格に取り扱っているか。</p> <p>重要鍵・印章を厳格に管理しているか。</p> <p>金庫は相互牽制の下で開閉しているか。</p>
(4) 異例事務	<ul style="list-style-type: none"> ・役席カードに関するシステム ・過振りの取り扱い ・便宜扱い 	<p>役席カード取引の範囲が適正で、かつ使用時および使用後のチェックを厳格に行っているか。</p> <p>過振りを例外的な取引と位置付け厳格に取り扱っているか。</p> <p>便宜扱いは完全記録と早期補完の原則に則り厳格に行っているか。</p>
(5) その他事務	<ul style="list-style-type: none"> ・渉外部門の事務取り扱い ・事故コード、CDカードの取り扱い ・別段預金、仮受・仮払金の取り扱い ・総合振込、給与振込等の取り扱い ・口座相違等事務ミスの処理 	<p>顧客あるいは出納部署との現金・現物の授受を厳格に行っているか。</p> <p>事故コード、CDカードの取り扱いを厳格に行っているか。</p> <p>別段預金や仮受・仮払金が事実上の与信行為や事件・事故の隠蔽に利用される恐れはないか。</p> <p>立替払いが生じた際の信用リスクを考慮しているか。</p> <p>事務ミスや顧客とのトラブルを責任者に報告し、適切に処理しているか。</p>

2. EDP

項目	チェックポイント	
(1) 組織・体制	<ul style="list-style-type: none"> ・規程・マニュアルの整備 ・職務の分離と明確化 ・人材養成 ・委託先管理 ・監査体制の整備 	<p>企画・開発、運用に関する規程・マニュアルを整備しているか。</p> <p>職務の分離と明確化を図っているか。</p> <p>計画的に要員教育を行うとともに、担当業務のローテーションにも配慮しているか。</p> <p>委託先の管理がルーズで事故、不正、その他のトラブルにつながる恐れはないか。</p> <p>システム監査体制が整備され、かつ有効に機能しているか。</p>

項目	チェックポイント	
(2) 防犯・防災・バックアップ対策	・防犯対策	コンピュータ・センターやコンピュータ室への不法侵入、危険物持込等を防ぐための対策を講じているか。
	・防災対策	火災・地震等によるコンピュータ機器の損壊を最小限に止めるための対策を講じているか。
	・バックアップ対策	システム障害時において、その影響を最小限に止めための各種バックアップ措置を講じているか。
	・障害体制の整備	障害時の体制、手順を明確化しているか。
(3) 企画・開発体制	・機械化案件の企画・承認体制	経営方針に合致し、かつ全体的なコンセンサスが得られるような案件検討・承認体制を確立しているか。
	・開発管理	開発プロジェクトの状況を十分に把握し、適切に運営する体制ができているか。
	・標準化	開発作業の内容を開発マニュアル等の形で明確化し、関係者に徹底しているか。
	・テスト等	テストおよびレビューを計画的に行いシステムの信頼性を十分確保しているか。
(4) 運用体制	・オペレーション管理	所定の作業スケジュール等に基づいてオペレーションを行っているか。
	・トラブル管理	トラブルを記録し、再発防止策を速やかに講じているか。
	・MT等の管理	MT等の保管と授受を取扱手続に則り厳格に行っていているか。
	・ファイル・アクセス管理	磁気ディスク上の本番データや本番プログラム・ライブラリへのアクセスを制限しているか。
(5) 不正利用防止策	・機器管理	機器の点検や稼働状況の報告を励行するなど、ハード障害を未然に防ぐ体制ができているか。
	・内部利用対策	重要度が高い内部利用オンライン・システムにおいて、端末機や伝送データに対し不正利用を防ぐための対策を講じているか。
	・対顧接続サービス対策	顧客側の端末機やコンピュータと金融機関側のコンピュータを直接接続して行う資金移動取引において、不正利用防止策を徹底しているか。
	・新種サービス対策	新しい情報技術を活用するなどして新種サービスを行う場合、内在するリスクを十分検討し、必要に応じて対策を講じているか。
	・コンピュータ・ウイルス対策	重要度が高いパソコン・システムにおいて、コンピュータウイルス等の不正プログラムの侵入防止策を講じているか。

(考査局)